第

1926

号



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年11月7日 水曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## ♀ パソコンの講習費用

A:従業員の職務に直接必要な技術を習得するための実費負担額であれば、源泉徴収する必要はありません。

## 【解説】

会社が、従業員に対して奨学金を支給したり、学費を負担して通学させたりすることにより、従業員が受ける経済的利益については、原則として、給与所得に該当することになります。

ただし、会社が自己の業務遂行上の必要に 基づき、従業員にその職務に直接必要な技術 もしくは知識を習得させるとか、あるいは免 許もしくは資格を取得させるための講習会等 の出席費用に充てるものとして支給する金品 については、その費用として適正なものに限 り課税しなくて差し支えないこととされてい ます。

ご質問の場合も、会社が負担したパソコン 講習会の費用が、①その技術を習得すること が会社の業務遂行上必要であること、②その 技術がその従業員の職務に直接必要なもので あること、③その金額がその技術を習得する ための費用として適正なものであること、と いった要件をすべて満たしている場合には、 非課税となりますので、源泉徴収する必要は ありません。

